

# 埼玉県社会教育委員会議傍聴要領

## 1 傍聴する場合の手続等

- (1) 傍聴定員は5人とする。
- (2) 会議の傍聴を希望する者は、開催予定時刻までに、会議開催場所の入口前で受付を行い、傍聴券の交付を受けなければならない。
- (3) 傍聴の受付は、傍聴希望者名簿に氏名、住所を記載することで行う。
- (4) 傍聴の受付は、会議開催の30分前から先着順で行い、定員になり次第、受付を締切る。
- (5) 傍聴者は、係員の指示に従い、入場しなければならない。

## 2 入場の禁止

- (1) 次の各号のいずれかに該当する者は、入場を禁止する。
  - ア 凶器、棒その他人に危害を加え、又は迷惑を及ぼすおそれのあるものを携帯している者
  - イ 掲示板、プラカードの類を携帯している者
  - ウ ラジオ、拡声器、無線機の類を携帯している者
  - エ 笛、ラッパ、太鼓その他楽器の類を携帯している者
  - オ 酒気を帯びていると認められる者
  - カ 前各号に掲げるもののほか、議長が傍聴を不適當と認める者
- (2) 議長は、係員に前アからオまでに規定するものを携帯しているか否かを質問させ、又は確認させることができる。
- (3) 議長は、前項の質問等を受けた者がこれに応じないときは、その者の入場を禁止することができる。

## 3 傍聴者の守るべき事項

傍聴者は、傍聴席では、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 議事等に批評を加え、又は賛否若しくは意見を表明しないこと。
- (2) 私語、談話、拍手等をしないこと。
- (3) はち巻、腕章、たすき、リボン、ゼッケン、ヘルメットの類を着用しないこと。
- (4) 張り紙、旗、垂れ幕の類を掲げるなど示威的行為をしないこと。

- (5) 飲食又は喫煙をしないこと。
- (6) みだりに席を離れないこと。
- (7) 写真、ビデオ等を撮影し、又は録音（報道機関に所属する者で議長の許可を得て行う録音を除く。）等をしないこと。
- (8) 前各号に掲げるもののほか、会議を妨害し、又は他人の迷惑となる行為をしないこと。

#### 4 会議の秩序の維持

- (1) 傍聴者は、会議を傍聴するに当たっては、議長の指示に従わなければならない。
- (2) 傍聴者は埼玉県社会教育委員に関する規則（昭和34年埼玉県教育委員会規則第1号）第7条の規定により会議を公開しないこととする議決があった時は、速やかに退場しなければならない。
- (3) 議長は、傍聴者がこの要領の規定に違反したと認めるときは、注意を与え、なお従わないときは、その者に退場を命ずることができる。
- (4) 傍聴者は、議長に退場を命ぜられたときは、直ちに退場しなければならない。